



特許法において、損害賠償の額を定める算定方法や侵害立証についての規定が改正されると聞きました。どのように変わのでしょうか。



(茨城県 T. K)



1. はじめに

現在の民法および特許法によれば、特許権を侵害された特許権者等（以下、権利者）は、特許権を侵害した者（以下、侵害者）に対して損害賠償請求権を有します（民法709条（不法行為による損害賠償））。損害賠償を求める場合、原則として権利者が損害額の立証をしなければなりません。特許権侵害に係る具体的な損害額を算定することは困難なので、民法709条の特別規定として特許法102条（損害額の推定等）が設けられています。

2. 現行の制度

現行の特許法102条では、以下のように損害額を推定すると定められています。

①102条1項に基づく「損害額」:

「侵害者の譲渡数量」×「権利者の単位あたりの利益」（ただし、権利者の実施の能力を超える部分を控除）

②102条2項に基づく「損害額」:

「侵害者とその侵害の行為により受けた利益額」

③102条3項に基づく「損害額」:

「いわゆるライセンス料相当額」

3. 改正の背景

現行の特許法では、以下のような問題点が考えられます。

(1) 損害額の算定

①現行の規定では、例えば侵害者側と権利者側の間で実施能力に差がある場合、102条1項における「損害額」は権利者の実施の能力を超える部分が控除されるため、権利者が十分な賠償を得られない可能性がある。

②現行の102条1項、3項の重畳適用を認めない裁判例もあるため、権利者の保護が十分でない可能性がある。

(2) 特許権侵害の立証

特許権侵害か否かの判断に際し、侵害者側の製品が入手できない場合や製品を分解しても材料が分からない場合等も多く、特許権侵害の立証ができない可能性がある。

4. 改正の要点

上記の問題等を解決するため、特許法102条の改正および関連する規定の創設が行われます。施行日は2020（令和2）年4月1日です。

(1) 特許法102条の改正

①改正102条1項に基づく「損害額」:
「侵害者の譲渡数量」×「権利者の単

位あたりの利益」+「権利者の実施の能力を超える部分についてのいわゆるライセンス料相当額」

②改正102条4項でライセンス料相当額を、侵害を前提に合意した額も考慮できるようになる。

①および②により、十分な賠償を得られる可能性が高まり、権利者の保護が手厚くなるものと期待されます。

(2) 特許法105条の2の創設

特許権侵害の立証のために、査証人（中立的な専門家）が現地調査を行う制度（査証）が創設されます。

この制度は、例えば特許権侵害か否かの判断に際し、侵害者側の製品が入手できない場合や製品を分解しても材料が分からない場合等に、裁判所が中立公正な専門家を選定し侵害が疑われる者の施設（工場等）に立ち入るなどして、侵害の立証に必要な調査を行い、裁判所に報告書を提出する制度です。

これによって、製造方法の特許やプログラムの特許、B to Bの製品特許等について特許権侵害の立証が容易となり、権利者の保護がより手厚くなるものと期待されます。